

鳥取縣公報

縣令

昭和二十二年五月六日
第一千八百六號
火曜日

本書ノ大キサハ國定規格5A列

鳥取縣令第四十號

昭和十八年六月鳥取縣令第四十一號陸上小運搬業規則は昭和二十二年五月二日限りこれを廢止する。

昭和二十二年五月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣令第四十一號

昭和十年十二月鳥取縣令第五十號カフェー及女給取締規則を左の通り改正し昭和二十二年五月三日より之を施行する

昭和二十二年五月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第四條第二項中の「第四號第五號若ハ」及び同項「第四號第五號」を削る。

第六條第一號中の「密賣淫」を「賣淫」に改める。

第七條中 「貸座敷營業」「紹介營業」を削る。

第八條中 「第五號」を削る。

第十一條中 「第二號、第三號、第四號及び第九號中の

「學生々徒」並びに第十六號、第十七號、第二十號及

び第二十六號」を削る。

第二十條中 第一項第二號「謄本」を「抄本」に改め

「第五號、第七號」を削る。

第二十二條中 「第三號、第七號、第八號及び第九號」

を削り第十二號中「貸座敷」を削る。

第二十四條中 第二項を削る。

第二十九條 第一項本文を

「カフェー營業者所轄警察署ノ區域ニ依リ組合ヲ設ケ
ントストキハ代表者ヨリ左ノ各號ヲ具備シタル屆書
ニ組合規約ヲ添付シ所轄警察署長ニ届出ズベシ組合規
約ヲ變更セントストキ亦同シ」に改める。

第三十條中「第六號」を削る。
第三十三條 第二項中「第二十九條」を削る。
別紙様式女給許可證中の「寫眞」を削る。

鳥取縣令第四十二號

昭和八年十月鳥取縣令第三十二號自動車取締令施行規則の一部を次のように改正し昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第四條 第一項を「自動車ノ最高速度ハ市街地及人家稠密ノ場所ニ於テハ取締令第五十一條第一項第一號ノ車輛ハ毎時一九、二杆(十二哩)同第二號ノ車輛ハ毎時一七杆(一〇、六哩)其ノ他ノ場所及道路幅員一八米以上アル道路ニ於テハ取締令第五十一條第一項第一號ノ車輛ハ毎時二四杆(一五哩)同第二號ノ車輛ハ毎時二〇杆(一二、五哩)ヲ超過スルコトヲ得ズ」に改める。
第五條 第二項を

「普通乗用自動車ニハ適當ナル室内燈ヲ備フベシ」に改める。

第八條、第十五條、第十六條、第十七條中の「車輛検査證」を「車輛登録證」に改める。

第十六條中の「検査ヲ受ケントスル」を「届出」に改め「へ申請」を「附」に改める。

第十八條中の「第七號」を削除し「第八號」を第七條に繰上ぐ。

第二十二條中の「又ハ兵役關係」を削除す。

第二十六條中の「後寫鏡、硝子拂拭器」を削除す。

訓令

鳥取縣訓令第十二號

各 小 學 校

昭和二十二年三月二十九日法律第二十六號學校教育法により別に辭令を用いない場合は四月一日付を以て現在勤務する小學校の地方教官は教諭に、地方技官は養護教諭に、准教員は助教諭に夫々補せられ助教は講師に囑託されたもの

とする。

昭和二十二年五月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告 示

鳥取縣告示第百七十七號

價格等取締規則第二條の規定により「パピコリ」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年五月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、届出人住所、名稱及び氏名
西伯郡境町榮町一一五

黒見商事株式會社

取締役社長 黒 見 賢 吉

二、届出品名及び價格

(1) 品 名、パピコリル(農薬用殺蟲劑)

(2) 販賣價格

卸賣業者販賣價格 五〇〇瓦(一袋) 一八圓〇〇

小賣業者販賣價格 五〇〇瓦(一袋) 二一、四〇
三、この告示後物價廳長官又は知事が別段の額を指定したときはその額によること。
四、物價調整上必要あるときはこの物品の販賣について制限もしくは禁止することがある。
五、販賣價格は鳥取縣價格査定委員會の査定をうけ査定證紙を貼付した價格とし、査定を受けないもの證紙の貼付してないものは五割下げとする。

鳥取縣告示第百七十八號

健康保險法施行令第二條及び厚生年金保險法施行令第二條の規定に依る賃金給料又は俸給に準すべきものの全部又は一部が金錢以外の給與其の他利益なる場合の標準價格を左の通り改正し昭和二十二年五月一日より之を施行する。

昭和二十二年五月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

一、食 事 一ヶ月につき

金百二十圓

